

声 明

2023年10月25日 福岡優生保護法被害弁護団

本日、仙台高等裁判所は、旧優生保護法違憲国家賠償請求訴訟につき、国の控訴を棄却し、一審原告被害者の請求を認容する判決を言い渡した。

本判決は、旧優生保護法が、憲法13条、14条1項、24条2項に違反することを明確に指摘した上で、一連の関連訴訟で争点となっている民法724条後段の規定は消滅時効を定めたものであるとした。その根拠として判決は、文理解釈に加え、不法行為の究極の目的が損害の公平な分担を図ることにあり、公平がその基本理念であることから、期間内に権利を行使しなかったことについて義務者の側に責められるべき事由があり、不法行為の内容や結果、双方の社会的・経済的地位や能力、その他諸般の事実関係を併せ考慮すると、期間経過を理由に損害賠償請求権を消滅させることが公平の理念に反すると認めるべき特段の事情があると判断される場合には、なお請求権の行使を許すべきであると述べた。これは、損害賠償請求権という個別性の強い事案において、当該事案に応じた社会的に妥当な解決を導こうとするもので、まさに優生保護法による強制手術が問題となっている本件については、妥当な解釈と評価できるものである。

かかる観点から、本判決は、本件の提訴に至る具体的な事情に鑑み、国が損害賠償請求権の消滅の主張をすることは、権利の濫用にあたり、許されないと断じた。

民法724条後段を消滅時効について定めたものとし、各原告の個別具体的な事情に基づいて適用について判断する本判決は、これまで矛盾に満ちた最高裁判例に追従し不当な結論を押しつけてきた流れを一举に覆す、誠に画期的なものというべきである。不法行為法の基本理念である公平の理念に照らせば、かかる解釈こそが条理にかなうものであって、高く評価されるべきである。

また、判決は、原告らの損害について、生涯にわたり、子を産み育てる喜びを奪われ、不良な子孫の出生をもたらす存在という不当な差別の下に生きて来なければならなかった精神的苦痛であり、訴え提起時までの苦痛を時の経過も併せて考慮した上で評価するものとした。この点は、福岡訴訟が旧優生保護法による加害の現在性について指摘しているのと趣旨を同じくするものであって、その点も評価に値する。

本判決は高裁における5回目、また地裁高裁を通じては8回目の違憲判決である。国が、これ以上、時の経過による損害賠償請求権の消滅を主張し続け、最終解決を遅らせることは到底許されるものではない。

国は、一連の司法からのメッセージを真摯に受け止め、速やかにすべての関連訴訟について責任を認め、和解に向けた対応をとるとともに、全面解決に向けた交渉のテーブルにつくべきである。

当弁護団も、全ての優生政策の被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想および障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動をしていく決意である。